

防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

自衛隊和歌山地方協力本部では、下記により非常勤隊員を募集します。

記

1 受付期間

令和6年1月19日（金）～同年2月2日（金）

（持参の場合は、土・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時00分までの間で、郵送の場合は、令和6年2月2日（金）必着とします。）

なお、応募者多数となる場合は、繰り上げて締め切らせていただくことがあります。

2 勤務地・所在地・採用人数

勤務地	所在地	採用職種	採用人員
自衛隊和歌山地方協力本部	〒640-8287 和歌山県和歌山市築港 1-14-6 TEL073-422-5116（代表）	自衛官募集に係る事務の補助	2名
		就職援護（自衛官の再就職）のための求人求職業務に係る事務の補助	1名
自衛隊和歌山地方協力本部 和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町5-1-2 新橋ビル2F	自衛官募集のための広報業務の補助	2名
自衛隊和歌山地方協力本部 田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル		1名

3 任用予定期間・勤務日数

任用予定期間	勤務日数
令和6年4月1日～令和7年3月31日	年間235日程度

※ 勤務日数については、状況により若干変動する場合があります。

4 職務内容及び必要な技能・資格等

勤務地	採用人員	職務内容	必要な技能・資格等
本 部	2名	【自衛官募集に係る事務の補助】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務業務 ・ 文書管理業務 ・ 来訪又は電話による各種問い合わせ対応 ・ 統計資料の作成及び整理 ・ 広報業務 ・ その他、担当課等の長が特に命じた業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊に関する一般的な知識を有することが望ましい ・ パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント等)による軽易な資料作成及びデータ集計作業ができること ・ 普通自動車運転免許 (AT可) を有していることが望ましい
	1名	【就職援護(自衛官の再就職)のための求人求職業務に係る事務の補助】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等に対する広報及び求人情報の収集 ・ 就職希望隊員に対する就職相談及び求人情報の提供 ・ (財)自衛隊援護協会に対する求人・求職業務の取り次ぎ ・ 部隊が行う求職手続、進路指導、面接指導等の援助 ・ 文書管理業務 ・ その他、担当課等の長が特に命じた業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊に関する知識(自衛隊の活動、自衛隊の勤務環境、退職自衛官の有用性等)及び経験又はこれと同等の知識を有すること ・ 民間の雇用環境又は自衛隊の就職援護に関する知識・経験を有すること ・ パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント等)による軽易な資料作成及びデータ集計作業ができること ・ キャリア・カウンセラー等の資格を有していれば、なお可 ・ 普通自動車運転免許 (AT可) を有していることが望ましい
和歌山募集案内所	2名	【自衛官募集のための広報業務の補助】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛官募集のための学校、自治体、募集対象者等に対する広報 ・ 志願手続きに関する業務 ・ 志願者に対する採用試験から入隊までのアドバイス ・ その他、募集案内所等の長が特に命じた業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛官募集に必要な知識(自衛隊の活動、自衛隊の魅力・処遇・勤務内容等)及び経験又はこれと同等の知識・経験を有すること ・ パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント等)による軽易な資料作成及びデータ集計作業ができること ・ 普通自動車運転免許 (AT可) を有していることが望ましい
田辺地域事務所	1名		

5 応募資格

次のいずれか一つに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

6 応募要領等

提出書類	提出部数	提出書類請求先及び提出先
・非常勤隊員応募票 (※「防衛省職員(非常勤隊員)募集案内」に添付されたものを使用)	<u>2部</u>	〒640-8287 和歌山県和歌山市築港1-14-6 自衛隊和歌山地方協力本部総務課 TEL 073-422-5116 (代表)
・履歴書 (※「防衛省職員(非常勤隊員)募集案内」に添付されたものを使用)	<u>2部</u>	
・希望職務等選択票 (※「防衛省職員(非常勤隊員)募集案内」に添付されたものを使用) (試験時提出でも可)	1部	
・最終学歴(義務教育除く)の卒業証書の写し又は修業証明書 (※受付期間に間に合わない場合は試験時提出でも可)	1部	

- (1) 非常勤隊員応募票に自筆で記入し、写真(6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもので、縦4cm・横3cm程度のもの。)を貼って下さい。
- (2) 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」(受験票に代わる書面です。)を郵送により送付します。試験日等が変更になる場合がありますので確認して下さい。
(2月5日までに到着しない場合は提出先にお問い合わせ下さい。)
※提出書類を郵送する場合は、特定記録若しくは簡易書留等により処置して下さい。
また、郵便局の「受領証」は「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管して下さい。
- (3) 非常勤隊員応募票、履歴書及び受験職種選択票は、自衛隊和歌山地方協力本部ホームページよりダウンロード可能です。なお、非常勤隊員応募票及び履歴書については、両面印刷してください。
- (4) (3)の書類を郵送で請求する場合は、住所・氏名を明記し、120円切手を貼った返信用封筒(A4判)を同封して下さい。
- (5) 提出いただいた応募書類等につきましては、一切返却できませんのでご了承ください。
- (6) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されませんので、あらかじめご了承ください。

7 試験日及び試験場所

- (1) 試験日：令和6年2月8日(木)～2月9日(金)のいずれか1日
- (2) 試験場所：自衛隊和歌山地方協力本部

〒640-8287

和歌山県和歌山市築港1-14-6

TEL 073-422-5116 (代表)

※細部は、応募された方に後日郵送する「選考採用試験通知書」にてお知らせ致します。

8 試験種目

口述試験

9 試験結果通知

令和6年2月下旬頃、受験者全員に通知します。

(電話による問い合わせには応じません。)

なお、採用の可否に係る理由についての問い合わせには応じません。

10 採用後の処遇等

(1) 身分

陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員(期間業務隊員)

(2) 給与等

ア 基準額(日額)

7,700円～11,200円(経験等により異なります。)

なお、地域手当支給対象勤務地の場合は、上記日額に加算されます。

イ 諸手当相当分

(ア) 通勤手当(公共交通機関使用者は上限月額24,500円、交通用具使用者は上限月額31,600円)

(イ) 期末手当勤勉手当相当分

ウ 支払日

翌月の18日(閉庁日の場合は前日)

(3) 退職金

月18日以上(基準)の勤務が連続6ヶ月を越えた場合、国家公務員退職手当法が適用されます。

11 人事管理等

(1) 就業時間

1日 7時間45分

(本部:08時30分～17時15分 各地域事務所等:09時00分～17時45分)

なお、状況により、時間外勤務・土日祝日勤務をする場合があります。

(2) 休日

土・日曜、祝日、夏季3日間(有給)、年末年始6日間(無給)

また、一定の期間を勤務した場合に年次休暇が付与されます。

(3) 採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。

(4) 採用後

ア 加入保険等は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険の対象となります。

なお、雇用保険については、国家公務員退職手当法が適用された場合、適用除外となります。

(*月18日以上(基準)の勤務が一定期間を越える場合には、防衛省共済組合員資格が付与されます。)

イ その他、採用された場合については隊員として法令の定めに従うことを要求されます。

(例:政治的行為の制限など。)

12 その他

不明な点は、提出先までお問い合わせ下さい。